

新宿区地域防災計画（令和5年度修正）（原案）に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

1 実施期間

令和5年10月12日（木）から令和5年11月10日（金）まで

2 意見提出者及び提出方法

意見提出者 3名・団体

・郵送	0名
・ファックス	1名
・窓口持参	1名
・ホームページ	1団体
・合計	3名・団体

3 意見数及び意見の計画への反映等

・意見数 55件

意見項目の内容		件数
1	全体に関する意見	3件
2	「第1編 総則」に関する意見	2件
3	「第2編 震災対策計画」に関する意見	28件
4	「第3編 風水害対策計画」に関する意見	8件
5	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	5件
6	「第5編 富士山噴火降灰対策計画」に関する意見	1件
7	「第6編 南海トラフ地震等防災対策計画」に関する意見	1件
8	その他の意見	7件
	合 計	55件

・意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	4件
B	意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	13件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	2件
E	意見として伺う	34件
F	質問に回答する	2件
G	その他	0件
	合計	55件

4 意見要旨と区の考え方

記載内容は、以下の項目を設け、整理しています。

項目	説明
【分類】	頂いたご意見が計画の何に対するご意見であるか示しています。
【ページ】	頂いたご意見が計画のどのページに対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	頂いたご意見の要旨（要約）を示しています。
【区の考え方】	計画への反映等については、上記のA～Gの分類で示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
1	その他の意見	-	消防団に所属しており、分団本部や支給資機材の提供などを頂き大変感謝している。 日頃より思っている事があり、防災で大事な点は近隣住民の構成や(老人一人住まい・空家)建物の構造などを知っている事と理解している。 近年の建築は新耐震設計で防火・耐震基準は満たされているが、老朽家屋や狭い道路に建築された木造住宅などは緊急車両などが入らず大きな災害の原因となる事が予想される。災害発生時の初動避難が問題となるので当分団では防災マップの作成などの準備を行ない団員の地元密着の意識を高め初動避難に寄与できればと考えている。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 減災の取組にあたっては、自助・共助の意識を高め、自主防災組織、消防団の皆さまとの協働が不可欠です。 区においても啓発用パンフレット、防災マップ及びチラシ等を作成・配布するなどの取組みにより、自助・共助を基軸とする防災対策を推進し、引き続き、自主防災組織や消防団の皆さまと協働し、防災意識の啓発や迅速な初動避難の体制確保に努めていきます。
2	全体に関する意見	3	原案には、予想されるすべての災害について、震災対策計画編、風水害対策計画編、大規模事故等対策計画編、富士山噴火降灰対策計画編及び南海トラフ地震等防災対策計画の6編をもって対応すると書かれているが、それらの災害のリスク(発生確率×想定被害額)、対策予算額が書かれていない。これでは、それぞれの災害の重要性、緊急性の順番が解かず、新宿区(行政にとっても、区民にとっても)の対策、準備、心構えが決められないのではないかと。 参考:東京大学院情報学環CIDIR研究レポート:東京都の新しい地震被害想定で取り上げた地震と地震動(20230601) 『M8クラスの地震は、前回の関東地震からちょうど100年経ており、30年以内に発生する確率はほぼ0%から6%、M7クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%程度と推定されている。30年以内に6%という数字は小さいように見えるが、30年以内に火災で罹災する確率は約0.94%、交通事故で負傷する確率12%、台風で罹災する確率0.4%と比べ決して少なくない。一方、M7クラスの地震が30年以内に70%の確率で発生する確率は極めて高い。なお、ここで言っているM7程度の地震の発生確率は、南関東全体、東西・南北約150km四方のどこかで発生するプレート境界地震とスラブ内地震を含んだ地震であること、さらに、決して「都心南部直下地震」の発生確率ではないことに注意する必要がある。そもそも、被害想定で地震を想定するとはどういうことか。行政機関が被害想定をするのは、地震対策を行うために具体的な被害を見積もる、対策の前提となる被害規模を仮定する必要があるからである。東京都の場合には、区部で被害が最大となる地震として「都心南部直下地震」(M7.3)、多摩部で被害が大きくなることが予想される地震として多摩東部直下地震(M7.3)を想定した。これは、あくまで対策を講じるための前提を評価するため、次に発生する確率が最も高い地震を選んだのではないことに注意する必要がある。大正関東地震の想定はもちろん、関東大震災のような大被害が起きることへの対策を行うために必要だからである。』と平田直東京大学名誉教授は書かれている。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画は、「東京都地域防災計画」と整合を図り、6編構成としています。 予想される災害のリスクについては、「震災対策計画編」及び「富士山噴火降灰対策計画編」では、被害が最大となる災害を想定しており、「南海トラフ地震等防災対策計画」における震災被害は、「震災対策計画編」による被害より小さい想定となっています。また、「風水害対策計画編」では、都の「想定しうる最大規模の降雨」を想定した対策を定めており、「大規模事故等対策計画編」については、自然災害以外に想定される大規模な火災等をはじめとする様々な大規模事故等を想定した対策を定めています。 また、「第1編 第5章 減災目標」において、3つの視点(「(1)家庭や地域における防災・減災対策の推進」、「(2)区民の生命、身体及び財産を守る応急体制の強化」、「(3)すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復」と分野横断的な視点(「ハード対策」、「多様な視点に配慮」、「防災DXの推進」、「人口構造」)に基づき、減災目標を定め、2030年(令和12年)度までに達成することとし、主な対策として10項目(「区民と地域の防災力の向上」、「安全な都市づくりの実現」、「火災対応力の強化」、「広域的な視点からの応急対応力の強化」、「情報伝達体制の充実」、「医療救護・保健衛生体制の強化」、「帰宅困難者対策の推進」、「マンション防災対策の推進」、「避難者支援の充実」、「住民生活の早期再建の実現」)を定めています。 減災の取組にあたっては、引き続き、自助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図るとともに、本計画上の様々な施策を総合的に推進していくことで、公助による防災対策を強化し、減災目標の達成と様々な災害への対策を講じていきます。
3	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	457	原案にはテロ・戦争、デジタル社会で新たに問題になるサイバー・テロ、AIのリスクが書かれていない。これらは地域防災計画の対象外としても、災害リスクとしては地震、風水害以上になる可能性があるため、独立した編、あるいは、第4篇 大規模事故等対策計画にテロの章を設けるべきではないか。そこに、政府の計画を参考として示すべきではないか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「第4編 大規模事故等対策計画」は、危険物事故及び大規模事故等を対象としており、テロ・戦争、サイバー・テロ及びAIのリスクについての記載やテロの章を設ける考えはありません。 なお、国は、テロ事件による災害に対しても、災害対策基本法の適用を排除しないとする方針を明らかにしており、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、「第4編 大規模事故等対策計画」に基づき対応していきます。
4	「第2編 震災対策計画」に関する意見	200	災害時のデマ対策は重要である。デジタル社会でのセキュアな通信が必須である。政府は進めているデジタル化はバラ色の技術発展の期待、技術への信頼に基づく、デジタル後進国のものである。マスコミも政府のデジタル化政策を支持し、批判をしていない。 新宿区のこども図書館には、内閣府、デジタル庁の協力(?)によって出版された児童書の副本が用意され、学校に積極的に貸し出す体制になっている。この本にはデジタル化に対する批判は書かれていない。 マイナーポータルにセキュリティ対策は万全と宣伝されているが、マイナーポータルにアクセスする個人のパソコンは、ウイルス等に感染して乗っ取られる可能性があり、マイナーポータルの利用システムの中の、ほとんど解決方法がない弱点である。 個人情報に識別番号を付けて効率的に管理する方法として個人番号は利用分野が限定されているが、個人認証に使われるシリアルナンバーは民間に開放され、個人を生涯に渡り追跡可能で、業者間での名寄せも可能であると政府は宣伝している。(たとえ、本人の同意を得て、個人の医療情報を医療関係者で共有し、医療の無駄を排除する方法はプライバシーの保護の観点から避けるべきである。) これではデジタル化政策のリスクを考え、サイバー・テロ対策を考える人は育たない。 テロと言うには大げさかもしれないが、私のメーラーに詐欺メール、不要なダイレクトメールが1日に50件以上送られてくる様になった。フィルターを使って詐欺メール、仕分けをしているが、必要なメールも自動仕分けされる危険もある。非常事態になれば、何倍もの詐欺メールが送られてきて、メールの利用が難しくなる事態を恐れている。プロバイダーに私に届く詐欺メールの量は他の人と較べて多い/普通/少ないかを聞いたが、自動的に仕分けをしているので解からないと言われた。災害時に真偽の解からないメールが大量に届くなど、ネット空間が機能しなくなる恐れもある。だからと言って、ネット空間の監視を強化して、通信の秘密が守られなくなることも心配である。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、災害時における区の広報活動については、「第2編 第1部 第6章 第6節 3 広報及び公聴活動」に記載しているとおり、災害発生時には、区民に対し迅速かつ正確な情報を提供するための広報活動を行うことを役割として位置付けており、各防災機関と密接に連携を図り、時間経過ごとに実施する広報活動について定め、災害発生直後から、主にマスコミと連携し、デマ情報への注意喚起についても広報を行うこととしています。 また、災害時のインターネットの活用について、区ホームページ、SNS等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整備しています。 さらに、警察署では、デマ情報・流言打ち消し情報の広報を行うこととしています。 引き続き、各防災機関や警察署等との連携強化を図っていきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
5	全体に関する意見	-	原案の中ではあちこちに情報伝達、広報のことが書かれているが、災害時の情報伝達に関して、独立した章を立てて、まとめて記述してはどうか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 情報伝達、広報については、各編に応じた記載をしており、独立した章を立てて、まとめて記載する考えはありません。
6	全体に関する意見	418・430	原案にはJアラートの説明が何か所かに分散してあるが、国民保護法に基づく国民保護について説明した上で、全国瞬時警報システム(Jアラート)の説明を行ってはどうか。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて修正します。 「第2編 第1部 第6章 第5節 具体的な取組(予防対策)」に以下のよう追記します。 また、「第3編 第1部 第1章 第5節 5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有」の(5)について、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※)」を「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」に改めるとともに、「※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)」は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにいて、情報番号に対応する、予め録音された放送内容の自動放送を行う。』は追記内容と重複するため削除します。 さらに、「第3編 第3部 第2章 第3節 6 全国瞬時警報システムの利用」について、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※)」を「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」に改めるとともに、「※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)」は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。』は追記内容と重複するため削除します。 「1-8 全国瞬時警報システム」 国は、平成19年2月より、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用を開始し、気象庁から送信される気象関係情報(緊急地震速報、大津波警報など)や、内閣官房から送信される国民保護※のための有事関係情報(弾道ミサイル情報など)を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動で起動させ、住民に瞬時に伝達することとしている。 区は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、区民に地震や津波警報等の情報、弾道ミサイル情報等を伝達する。 ※ 国民保護については、「第4編 大規模事故等対策計画 第1部 第1章 計画の前提」(P.459)を参照。 「第4編 第1部 第1章 計画の前提」の記載を以下のように改めます。 なお、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定※1が行われた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)(以下、「国民保護法※2」という。)に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。 区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。 ※1 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」又は「緊急対処事態」として認定すること。 ・武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態 ・武力攻撃予測事態…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 ・緊急対処事態…武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの ※2 国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
7	その他の意見	-	北朝鮮からのミサイルは10分程度で着弾するとすれば、5分以内に安全な場所に避難をする必要がある。新宿区は全区民が安全に避難できる緊急一時避難場所を確保するに努めなければならない。全員が安全な場所に避難したとしても、ミサイルが新宿区に着弾した場合は被害が発生するので、その被害規模を想定しなければならないが、国の仕事であるのか。北朝鮮からのミサイルが発射され、落下の恐れがあるとして、Jアラートが発せられ、テレビ画面はJアラートでフリーズしていた。Jアラートの解除はミサイルが上空を通過してもなかなか解除されなかった。国は数か月間隔で、Jアラートの試験放送を繰り返している。新宿区は国からの指示に従い自動的にJアラートの試験放送を防災行政無線の末端の屋外スピーカから流している。防災行政無線の担当課は業務として防災行政無線を提供しているだけの様に思われる。さらに新宿区、担当課は災害時の情報伝達だけでは不十分と考えているか、外部からの圧力があるのか、平時の運用として、「見守り」、「夕方の音楽」を流しているので、屋外スピーカ周辺で毎日騒音被害が発生している。同報系防災行政無線の屋外スピーカ(同報系屋外拡声子局)を使った音声による情報伝達はほとんど機能しないことが危機管理課の調査で解っている。原案では1か所だけだが、このことが書かれていることは前進である。災害情報伝達の末端の屋外スピーカによる音声による長距離の情報伝達に頼ることは出来ない。災害が発生した時の連絡は音声ではなく、サイレン吹鳴によるのが確実で、このことは常識である。また、原案では、個別受信機、メール等による方法に移行していることがあちこちに書かれているのは大きな進歩である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 現在、ミサイル攻撃による被害想定は、国から公表されておらず、区においてもミサイル攻撃による被害想定を作成する考えはありません。 なお、ミサイルなどの武力攻撃事態に対する避難や安全確保については、「新宿区国民保護計画」において定め、対応することとしています。
8	「第2編震災対策計画」に関する意見	187	防災行政無線の存在意義は災害時にテレビ、ラジオ、電話、携帯との通信インフラが使えなくなった場合でも通信手段として機能することである。もう1つの防災行政無線の末端の同報系(屋外拡声子局)の弱点はバッテリー電源と思われる。2時間程しか持たないと記憶しているが、そうであれば、何らかの対策が必要である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「同報系防災行政無線(屋外拡声子局)」には、停電時に約72時間対応可能な蓄電池(バッテリー)を備えています。 区では、防災行政無線だけではなく、広報車による広報、テレビ、ラジオや新聞等マスコミを使ったパブリシティ活動による広報、災害広報紙の避難所への掲示・避難者への配布、インターネットやSNS、ケーブルTVを活用した文字情報による広報、緊急速報メール等、様々な手段により、広報活動を行うこととしています。
9	「第2編震災対策計画」に関する意見	187	防災行政無線のデジタル化により、末端の同報系(屋外拡声子局)とも双方向性の通信ができるようになった理解しているが、ほとんど利用されていない。この機能を使って、低速でも良いから、災害時でも機能するWi-Fi的なサービスを提供できないか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 各通信事業者では、災害時に避難所Wi-Fiを開設することとしています。 また、区では、主要な区施設に「地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA)」を導入し、Wi-Fi環境を整備するため、防災行政無線へのWi-Fi機能の整備は考えておりません。 なお、平时に各通信事業者が有料で提供している無線LANサービスについて、災害時に無料開放する「ファイゼロ・ジャパン」という民間の取組がありますので、災害時には、被災者の通信接続手段の一つとして利用していきます。
10	その他の意見	-	コミュニティFM局の運用が検討されたが、電波に空きがないので諦めたことがあった。いまでも、電波の空きがないのか。被災地の通信インフラが徹底的に破壊された場合に備えて、被災地の外側で機能しているAM放送かもしれない。NHKは検討しているとおもわれるので、問い合わせてみる価値はあると考える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、コミュニティFM局の開局・運用にかかる費用対効果の観点から、現時点で開局する予定はありませんが、令和4年度から災害時要援護者に対し、「280MHz帯戸別受信機(防災ラジオ)」の無償貸与を開始しており、付帯機能としてFM放送を受信できる機能を備えています。 なお、電波の使用状況については、総務省が公表しています。詳細については、総務省ホームページにより確認することができます。
11	その他の意見	-	この報告書にはJアラートでのサイレン吹鳴の1例が示されており、ネット検索をしたところ、サイレン吹鳴パターンにはいくつもあることがあることを知り、驚いた。今までのJアラートの試験放送は音声だけで、サイレンの試験吹鳴はない。吹鳴パターンを覚えている人はほとんどいないので聞き分けられない。混乱するだけである。吹鳴パターンは1つにして、聞こえたら、何の災害かをテレビ、ラジオで確認する方が良いのではない。国も、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化推進と連携を模索している。安全は最も重要であるが、無制限にお金を使うことは出来ない。新宿区としても、確実、安全で費用的にも合理的な、騒音被害を生じない情報伝達手段の検討と構築を今後とも検討を進めて欲しい。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、防災行政無線だけではなく、広報車による広報、テレビ、ラジオや新聞等マスコミを使ったパブリシティ活動による広報、災害広報紙の避難所への掲示・避難者への配布、インターネットやSNS、ケーブルTVを活用した文字情報による広報、緊急速報メール等、様々な手段による情報伝達手段を確保しています。 また、令和4年度から災害時要援護者に対し、屋内でも区が発信する緊急放送を視聴できる「280MHz帯戸別受信機(防災ラジオ)」の無償貸与を開始するなど、災害時における情報伝達手段の多重化に取り組んでいます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
12	「第1編 総則」に関する意見	10	原案では、新宿区の最大震度などの想定は、南海トラフ巨大地震より、都心南部直下地震や多摩東部直下地震の方が大きいため、都心南部直下地震、もしくは多摩東部直下地震がマグニチュード7.3で発生した場合、震度6弱あるいは6強の揺れによる被害を想定している。しかし、これらの直下地震の発生確率は書かれていない。意図的に発生確率を書かなかったのかもしれない。そうであれば、その理由を明示すべきである。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて修正します。 都心南部直下地震、多摩東部直下地震の30年以内の発生確率について、「第1編 第3章 第1節 地震被害想定」に70%である旨を追記します。 また、注意事項として、以下のように追記します。 ※内閣府[2013]によると、フィリピン海プレート内の地震はどの場所の直下でも発生する可能性があるとして、「30年以内70%」の発生確率は、南関東地域全体について評価されたものであり、想定地震のいずれかが70%の確率で発生することを示すものではない点に注意が必要である。
13	「第1編 総則」に関する意見	10	地震の場合、「南海トラフで巨大地震が発生する確率が30年以内に70～80%」と表現されることが多いが、この表現は解かりにくい。これが理解出来ない、心構えが難しい。 天気予報の場合、今日1日の、さらに短く3時間ごとの降水確率が示され、各自の判断で雨具の準備をしている。新宿の30年以内の降水確率はほぼ100%になると思われるが、天気予報での30年以内の降水確率は役立たない。 大規模地震災害特別措置法では3日以内の大震災が予知された場合、警戒宣言をだすことになっているが、その様な予知は現在の地震学では出来ない。 新宿区での1年以内の地震発生確率が解かれれば地震のリスクを実感し易い。 震度階級ごとの地震の影響・被害は解かるので、新宿区での被害を予測し、地震対策が可能になる。被害予測と対策予算を比較することにより、予算の妥当性、合理性が解かるのではないかと。 新宿区での1年以内の地震発生確率は過去の地震発生データから震度階級ごとの確率を推定出来るのではないかと。新宿区での地震発生確率が理想的だが、充分な過去データが無い場合は、東京都、それも難しければ、関東地方の発生確率でも良いかもしれない。 新宿区での震度階級ごとの1年以内の地震発生確率を探して、示す。なければ、地震学者に作って貰って欲しい。 それが無理ならば、30年以内の地震発生確率をどう理解したら良いのかを解かり易く説明して欲しい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 国では、10年から100年単位での長期的な地震発生の可能性と、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を公表しており、1年以内の発生確率の試算は行っていません。 そのため、区でも、1年以内の発生確率について作成する考えはありません。 なお、国の地震調査研究推進本部では、「今後30年以内に数%」という値を理解するための参考情報の例として、「交通事故で負傷12%」「火災で罹災0.94%」等の数値を示しています。(参考:「全国地震動予測地図2020年版 地震動予測地図の手引編・解説編(地震調査研究推進本部)」)
14	その他の意見	265	災害対策計画で要配慮者に対する配慮は重要で、第2編 第1部 第9章 第5節 4 要配慮者等の安全確保に、その定義が書かれている。 ※ 要配慮者:発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者。具体的には、「高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦」等を想定。 が、原案の最初の凡例の3 特定の用語に含まれる範囲・意味、あるいは定義集の中に書かれるべきではないかと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 凡例では、機関名、条例名等の省略表記を行う用語、防災機関等の特定の用語に含まれる範囲・意味などを定義しています。その他の用語の定義などは、必要に応じて計画本文中において記載することとしています。
15	その他の意見	-	旅行者、通過者:外国人とは限らない。新宿区の外からやってくる人、新宿区で仕事をする人(≒昼間人口≒帰宅困難者)、新宿区を通過する人として、要するに新宿区住民以外の人を指すのか。 観光立国を掲げているのだから、旅行者は必須ではないかと。	F 質問に回答する	ご質問にお答えします。 被害想定における区内滞留者数(最大853,295人)及び帰宅困難者数(最大359,365人)には、旅行者及び通過者など、区外より来訪した在勤・在学者や来街者等が含まれています。 区では、区民だけではなく、旅行者など区外からの旅行者も対象として、帰宅困難者対策を推進しています。
16	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	457	第4篇では、テロ事件、テロ災害と言葉が何度も使われているので、第3部/第5章 大規模事故対策の第5節としてテロを加えるのはどうか。 国は、テロ事件による災害に対しても、災害対策基本法の適用を排除しないとする方針を明らかにしている。 なお、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。 ※ 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること 区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「第4編 第3部 第5章 大規模事故対策」にテロを設ける考えはありません。 なお、政府による事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、「第4編 大規模事故等対策計画」に基づき対応していきますが、事態認定後の対応については、「新宿区国民保護計画」に則り対応します。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
17	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	476	東京消防庁は、各種防護服、測定器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し、CBRNE災害対応の充実強化を図っている。 ※ CBRNE(シーバーン)とは、化学(chemical)・生物(biological)・放射性物質(radiological)・核(nuclear)・爆発物(explosive)をいう。これらによって発生した災害を、CBRNE災害という。 東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるとき、特別な消防部隊を運用する。心構えが必要なので、特別な消防部隊についてより詳しい説明が欲しい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて修正します。 特別な消防部隊について、「第4編 第3部 第3章 第2節 2 部隊の運用等」を以下のように修正します。 2 部隊の運用等 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、災害の様相及び規模により特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。 また、東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるとき、救助に関する高度な知識と専門技術を有し、特殊な装備を駆使する特別救助隊、化学機動中隊及び消防救助機動部隊等の特別な消防部隊を運用し、あらゆる災害に対応する。
18	「第2編 震災対策計画」に関する意見	43	火災訓練、火災警報器に関して通常の(大規模でない)地震、火災は地域防災計画の対象外かもしれないが、学校、職場で行なわれている対策、訓練の対象であり、多くの人はこの訓練を通して、地震、火災に対する心構えを形成している。 第2部 第1章 1 防火思想の普及の徹底 (1) 区民に対する防災指導がある。 住宅、学校、職場で行なわれる、火災警報器の設置・点検、消火訓練、避難訓練は最も基本的なものであり、火事があった場合の心構え、取るべき行動を経験し、大規模な火事とる行動が決まる。 普通の火災は消防法等の規制に任せ、原案では大規模災害にのみ集中している。 しかし、火災警報器の設置・点検、消火訓練、避難訓練にも課題がある様に思われる。 「災害があっても逃げないですむ新宿」は新宿区の災害対策の目標と私は理解している。 時々公演を楽しんでいた新国立劇場では開演の前に「当劇場は震度7に耐える構造を有しているので、大きな地震があっても、係員の誘導があるまで、座席で座って待って下さい。」のアナウンスがあった。 新宿区の小中学校は100%耐震基準を達成しているとすれば、地震、火災の発生時の基本は教室に留まり、火災発生場所に近い教室にいる児童、生徒を避難させることが基本である。 避難訓練では最終的には校庭に全員が避難して、消防署の話、訓練の講評が行なわれるのが一般的と思われる。生徒、児童の意識を高める為には一斉の避難訓練は必要と思われるが、合理的な防災教育と訓練を行なって欲しい。 母が利用していた老人ホームでは、地震の避難訓練として、近くの公園に避難することを計画していた。3. 11の影響もあったと思われるが、冬の夜、雨、風が吹く中にさらされれば、普通の人でも健康を害する恐れがある。「逃げないですむ新宿」は重要である。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 防災教育や避難訓練は、各学校(園)の状況を踏まえ、合理性や訓練の効果を十分に検討して計画しています。 防災教育については、訓練時だけでなく、理科や社会科等の学習指導の中でも防災教育の視点を取り入れた学びを進めています。各教科の防災教育においては、子どもたちの防災意識を高め、自助・共助・公助の重要性の理解を促進するため、国、都及び区の取組についても指導・啓発しています。 避難訓練については、月1回を目安に実施し、地震などの災害発生時は、授業中に発生した場合、教室に待機する対応が基本となりますが、校庭に全員が避難する訓練は、主に校舎で火災が発生したことを想定して実施しています。その他、休み時間中に予告なく訓練を開始し、その場で身を守る訓練や教室に待機した状態で行う訓練など、様々な状況を想定して実施しています。引き続き、子どもたちの防災意識や自助・共助の意識を高める合理的かつ効果的な訓練を実施していきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
19	その他の意見	-	小学校から50m位の距離に住んでいるが、最近、夜10時ごろ、学校の火災警報器が鳴っていた。校舎の窓が閉められたのか警報の音は小さかったが、声も聞き取れる状態がしばらく続いた。消防署に連絡をしようかと迷ったが、火災の気配は感じられなかった。迷っている内に、消防車のサイレンが何度か聞こえたので安心した。 その後、夕方にもまた火災警報器の警報が校庭のスピーカーから非常に大きな音の警報音と声で「体育館で火災が発生。火元を確認中」と放送があった。数分後、また大きな声で「火災は無かった」と放送された。 近所迷惑なことが続いたので、学校にメールで問い合わせたが、現在、調査中との返信はあったが、忙しいのか、忘れたのか、その後の説明はない。 小学校の校舎は耐火構造で、校舎の周囲に道路もあるので、小学校で火災が発生しても、学校の火災が近隣に類焼、類炎する可能性は低いと考えられる。したがって、近隣には、学校の火災警報器がこの様な音量で聞こえる必要はない。多分、学校内の人、児童に対する警報だと思われる。 火災警報器の音量、配置等は法令で決まっていて、それに従って設置されている。屋上、屋外非常階段でも警報が聞こえる必要があるので、スピーカーが設置されている。近隣の小学校の屋外非常階段に設置された屋外スピーカーは学校境界に近く、住宅地(我が家もその中の1軒)に向けられている。そのスピーカーからの警報は校舎内では多分あまり聞こえないと思われるが、住宅地ではよく聞こえる。 校舎にはスピーカーが校庭に向けていくつか設置され、校庭集会などに利用されている。校内放送設備と非常放送設備があるらしく、それらは繋がっているようだ。スイッチの設定によっては、校舎のスピーカーと屋外非常階段のスピーカーから同時に音が出る。校庭にいる人達は屋外非常階段のスピーカーからの音が出ていることに気づかず、校庭への放送が住宅地にも流れる。火災警報設備の定期点検では屋上、屋外非常階段のスピーカーの点検も必要なので、定期点検の最中警報が流れ続けていたの、屋外非常階段のスピーカーの見直しを求めた。現在どうなっているか確認して欲しい。 火災警報設備の点検は年2回あり、30分間程警報「火事です。火事です。ウ、ウー」が繰り返される。警報器の音、声は点検でも実際の火事のもので使われる。注意を喚起する音と音声なので聞かされるのは堪えがたい。定期点検は放課後に行なわれるのは、点検による警報が授業妨害になるからだと思うが、近隣でも、生活や仕事に影響することを学校は無視している。 火事の時に点検の時の警報音と声と同じなのは至急改める必要がある。点検時は「点検、火事です。点検、火事です。」出来れば警報音は無くして欲しい。 火災訓練の時にも同じ音源が使われている。さらに校舎のスピーカーから先生の声が聞こえる。「火災が発生しました。」と言って「訓練」を省略している。これでは訓練なのか火災なのか解からない。もし、火災訓練に消防車が参加し、サイレンを鳴らしたら、近隣の人は本当の火事だと思うかもしれない。(私の職場の防災訓練では、消防車が参加し、小さな音でサイレンを鳴らしてくれた時もあった。) 定期点検のやり方を改めて欲しい。定期点検は授業時間の時に行なう。ただし、警報音の発生は1回だけにして、児童に火災の時に出る警報音を聞かせ、実際の火事の時に慌てない様にする。1回の警報を校舎全体にいる児童によって警報が聞こえるかどうかを確認出来る。点検業者が校舎内を走り回って、確認をする必要がない。その後、点検業者が各教室を回り、火災検知器の動作確認を行なう。この時、警報音は止めて、かわいらしい「ピオピオ」が火災検知器から出るだけにする。 人が大勢集まるところで通常の火災警報音、声を出すとパニックになる恐れがあるので、冷静な避難行動が取れる様に、警報音、アナウンスをどこかで検討していると聞いた様な気がする。不燃化が進んだので、火災報知機の設置基準、警報の改定を消防署に求める時期ではないか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自動火災報知設備に関する基準や定期点検については、「消防法施行規則第24条」において定められており、区立小・中学校においても、法令に基づく消防用設備を設置しています。 警報音の音声の点検については、同法に基づく定期点検において実施されているものです。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
20	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	482	都心上空、新宿区上空に羽田空港への着陸進入飛行経路が設定され、南風時に大型旅客機が飛行する様になった。また、重たい騒音から推定するのだが、自衛隊か米軍の大型ヘリコプターの飛行も増えている。首脳クラスの会議の参加者の移動に使っているのかもしれない。防衛費の倍増により、自衛隊の飛行も倍増する可能性が大きい。 民間大型旅客機の事故は100万飛行当たり0.5回程度の重大な事故（搭乗員が死亡する様な）が発生している。ICAOは乗客の被害には神経質で事故の統計を取り公表しているが、地上の被害に関しては公表していない。ヘリコプターの事故率は民間の大型旅客機の事故率よりも大きく、緊急着陸も多発している。 羽田空港の年間飛行回数（離陸から着陸まで1飛行）が50万回とすれば、平均として4年に1回程度、重大な事故が発生するリスクがある。航空機の事故は離発着時に集中しているので、新宿区上空で重大な事故が起きる可能性がある。 新宿区は新宿区上空の容認したのであるから、大型旅客機が不時着、墜落した場合の事故を想定して、それに対する防災対策を考える責任がある。 それにかかわらず、航空事故に関する原案の記述は10年前の地域防災計画と変わっていない。 第2章 第2節 関係機関の情報連絡態勢の3 鉄道機関 の次に、4 航空機関を加える。新宿区防災会議のメンバーにJAL、ANAを加える必要がある。 第4章 第6節 危険物等輸送車両の応急対策に、空飛ぶ燃料タンクとも言われる航空機の事故を加える。 第5章 4節 航空機事故（市街地）の発生リスクは増加しているの、10年前よりも具体的な対策を記述する。 原案は、10年前と同じ「消防署が応急対策等 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等の対応により対応する。」と書かれているだけであるが、前回の地域防災計画の頃に私が新宿消防署に確認した時、担当者は大規模災害出場の経験は消防署にはないと言っていたと記憶している。東京消防庁が適正な対応が取れるかの確認をお願いしたい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 航空機事故の対策については、「第4編 第3部 大規模事故等応急対策計画」において、消防署が東京消防庁の「大規模災害出場計画」、「危険物火災出場計画」及び「救急特別出場計画」等により対応することを定めています。 新宿区防災会議委員は、「新宿区防災会議条例」に基づき定めており、航空会社を委員に加える考えはありませんが、引き続き、消防署等の関係機関と連携し、航空機事故等の大規模事故への対策を進めていきます。
21	「第4編 大規模事故等対策計画」に関する意見	483	それに続く章では、大規模事故等が発生した場合でも、都民、ボランティア等の連携を期待している。 『第6章 訓練及び防災知識の普及 大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。』『第7章 地域防災力の向上 都民、事業所等は「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する普段の備えを進めるとともに災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。』『第8章 ボランティア等との連携・協働 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアや NP0等との連携を図る。』 原子力発電所の事故も大規模事故に含まれると思うが、新宿区は関係ないと思っているらしく、書かれていない。 原子力発電所の事故を除けば、大規模事故等の多くは短時間で終わると思われるので、市民、ボランティア等の連携は無理だと思う。事故後の復旧は時間がかかると思うが、国、自治体の予算措置が必要で、無償の市民、ボランティア等が寄与出来ることは非常に少ないと思う。 これらの記述は期待される災害対策の理念を書いただけの作文である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 原子力災害への対策については、「第2編 第1部 第11章 放射性物質対策」に記載しています。 また、大規模災害における区民、ボランティア等との連携については、「第4編 第3部 第8章 ボランティア等との連携・協働」に記載しているとおり、被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアやNP0等との連携を図ることとしています。
22	「第5編 富士山噴火降灰対策計画」に関する意見	485～502	『大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成30年（2018年）8月に中央防災会議防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置された。同ワーキングが令和2年（2020年）4月に公表した降灰シミュレーション（ケース2：影響下の人口・資産が大きい西南西風卓越）によれば、新宿区付近においても累積で10cm弱の降灰被害が予想されており、区内で様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、富士山降灰対策について本計画に基づき対応する。ただし、本報告書で計算した降灰分布は、対策を検討するためのモデルケースであり、将来の富士山噴火時の降灰分布の予測ではないことに留意する必要がある。』と、第1部 総則には、シミュレーションの中の厳しいケースを採用し、対策計画の基礎とすると書かれているが、第2部 災害予防計画、第3部 災害応急・復旧対策計画では、定性的な一般原則が書かれているだけで、イメージが湧かない。 『ライフライン被害に、降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。』と書かれていることから推察される様に、降下灰の影響は新宿区への直接的な影響だけではなく、発電所、送電系に影響を与え、発電所が機能停止するなど、新宿区に間接的に大きな影響を与える可能性も考えられている。また、大震災時と同様に物流にも影響が及ぶ。 鹿児島、桜島などの具体的な経験を参考にして、もう少しリアルな第2部、第3部にならないか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 富士山噴火に伴う降灰対策については、「東京都地域防災計画（火山編）」と整合を図り、区として対応すべき内容について記載しています。 そのため、現在の国及び都の検討状況に応じた記載としており、具体的な対応策等の記述については、今後の国及び都の検討状況を注視しながら、必要に応じて計画の見直し・修正を行っていきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
23	「第6編 南海トラフ地震等防災対策計画」に関する意見	503～547	『現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできない』とされたことから、2017 年から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。』と書きながら、『この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。』とも書いている。行政組織(国／都／区)の下部組織として新宿区地域防災計画を立てる担当者の苦悩、法令順守、しがらみが感じられる。 しかし、新宿区民として、地震の予知、確度の高い地震の予測が出来ないので、大震法の廃止を求めると宣言し、第6篇の全面的な書き換えを求める。 地震の予知、確度の高い地震の予測が出来ないので、内閣総理大臣は怖くて地震災害に関する警戒宣言を発することが出来ない。一度警戒宣言を発したら、その後起こる地震が心配で、警戒宣言を終了することが出来ない。 大規模地震対策特別措置法には警戒宣言の終了について陽には書かれていないので、驚いた。 コロナの感染症緊急事態宣言でも、Jアラートでもなかなか終了が出来ない。金融緩和は10年以上もたらしたら続き、出口の見通しも曖昧である。戦争を終わる条件も考えずに無謀な戦争を始め、外部から強制により、無条件降伏を受け入れて終了。 何事も開始するのも難しいが、終了するのはもっと難しい。 法律により決定権が与えられている総理大臣はその決定権を乱用する傾向があるので、主権者たる区民は不要になった法律を廃止し、総理大臣の独断を止める責務がある。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「東京都地域防災計画」では、「大規模地震対策特別措置法」が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめるものとしているため、本計画においてもこれを踏襲し、東海地震事前対策を定めています。 また、南海トラフ巨大地震については、気象庁は大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった際に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表するため、区でも防災対応が求められます。 その際は、地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図るため、東海地震事前対策を準用した対策も考えられます。そのため、第6編については、「大規模地震対策特別措置法」の廃止、「東京都地域防災計画」の今後の改定等を注視しながら、必要に応じて計画の見直し・修正を行っていきます。
24	「第2編 震災対策計画」に関する意見	25	第1章に「区及び事業者の基本的責務と役割」とあるが、「1 基本的な考え方」のところに公助の記述はあるものの、「2 区民の基本的責務」「3 事業者の基本的責務」は項目があるのに「区の責務」という項目がない。基本的なところに区の責務が明確でないため、具体的施策でも「自助」「共助」がことさら強調されるばかりで「公助」の部分があまりにも脆弱な計画になっている。全体として区の責務を明確にすることを求める。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて修正します。 区の責務については、「第2編 第1部 第1章 第1節 1 基本的考え方」にこれまでも記載しているところですが、「第2編 第1部 第1章 区及び事業者の基本的責務と役割」を「第2編 第1部 第1章 区、区民及び事業者の基本的責務と役割」に改め、「第2節 基本理念及び基本的責務」に以下により丁寧に追記することで、さらに明確化します。 2 区の基本的責務 ・区長は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。 ・区長は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 ・区長は、平常時から、国、都及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア及び防災関係機関等との連携・協力を努めなければならない。
25	「第2編 震災対策計画」に関する意見	31	超高層ビル・高層マンションの家具等の転倒・移動防止対策、火災対策、備蓄対策を具体的にすすめること。長周期地震動対策を強めること。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、中高層マンション向け防災対策マニュアル「マンション防災 はじめの一歩」を作成し、マンション居住者及び管理組合に必要な自助・共助の防災対策等の啓発に取り組んでいます。 また、マンション防災アドバイザーを積極的に派遣し、家具転倒防止対策、火災対策、備蓄対策、自主訓練及び災害対策マニュアル策定等の指導を行っています。発電機やトイレなどの防災資機材助成を行い、マンション自主防災組織の結成や育成にも取り組んでいるところです。 さらに、長周期地震動対策については、長周期地震動シミュレーターを活用した防災訓練をマンションの自主訓練等で実施し、マンション防災対策の強化を図っています。事業者に対しても、長周期地震動による家具等の転倒・移動防止対策、エレベーター及びトイレが使用不可になることを想定した備蓄の必要性について情報提供を行っています。 なお、消防署では、事業所の自主防災体制の充実強化を図るため、事業所防災計画の作成を指導しています。 区では、消防署等との連携強化を図りながら、引き続き、高層ビル等における防災対策を推進していきます。
26	「第2編 震災対策計画」に関する意見	34	「女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者外国人等の要配慮者の視点を踏まえた防災対策の充実を図る」とあるが、これらの人は自助・共助がそもそも難しいがために要配慮者なのであって、区が公助の枠の中で責任を持って対応すべきである。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、要配慮者安否確認情報等のシステム整備、障害者・外国人にも伝える広報、二次避難所(福祉避難所)の整備、要配慮者向けの備蓄品の整備等の要配慮者に対する公助の取組みを進めています。 なお、本計画では「第2編 震災対策計画」のほか、各編において、要配慮者の視点を踏まえた公助の取組みについて記載しています。 引き続き、自助・共助の防災対策の啓発を図るとともに、公助による要配慮者への支援に取組んでいきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
27	「第2編 震災対策計画」に関する意見	51	遅れている中小零細企業の防災対策の強化を図るため、事業所建物の耐震調査、改修の融資や利子補給、備蓄物資の拡充のための助成制度等を特定建築物や緊急輸送道路沿道特定建築物に限らず行うこと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、「新宿区中小企業向け制度融資」により融資のあっせんを行い、事業所建物の耐震調査や防災対策に関連した事業所建物の改修についても利子補給の対象としています。 なお、特定建築物(階数3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上であること)や緊急輸送道路沿道建築物以外の事業所建物についての耐震診断や耐震改修の助成制度等を創設する考えはありませんが、引き続き、特定建築物等について耐震化の必要性の啓発や区の支援制度の周知・利用促進により、耐震化の促進や中小零細企業の防災対策の強化の支援に努めていきます。
28	「第2編 震災対策計画」に関する意見	71	地震の振動を感知して自動的に通電を遮断する感震ブレーカーの普及・設置促進をすすめること。特に、通電火災の被害の大きい木造密集地域については対策をさらに強化し、周知を具体的に進めること。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、震災時の電気火災の発生を防ぐため、区内にある住宅の所有者に対し、感震ブレーカー等設置費用の一部助成事業を実施し、防災訓練等のあらゆる機会を通じて周知しています。 木造住宅密集地域に対しては、引き続き、事業の周知を行うとともに、地域住民との協働による新たな防災規制及び地区計画等の導入、共同建替えや木造住宅の建替えに要する費用の一部助成等により、建築物の不燃化に努めていきます。 なお、都は、令和5年度に関東大震災100年を契機として、震災時に延焼による被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域において、出火防止対策を促進するため、出火防止に効果的な感震ブレーカーを木造住宅を対象に配付し、区は、広報新宿で周知を行いました。
29	「第2編 震災対策計画」に関する意見	71	補助事業等の実施について、耐震補強工事助成は建物の除却費・建て替えも対象とするべきである。 建築物の不燃化について、防火規制地域等における除却費・建て替え助成をすべての地域に拡大し、今ある助成事業を一層周知することが必要。 耐震化を促進するため、住宅やマンションの耐震診断、耐震・不燃化・難燃化工事等の助成制度を抜本的に拡充すること。木造住宅耐震化助成の対象を、区内全域に拡大し、助成額の上限を引き上げ、特に高齢者・障害者は上乗せ補助を行うこと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、「建築物等耐震化支援事業」において、震災時の避難や救助活動等に重要な役割を担う特定緊急輸送道路の沿道建築物の除却及び建替え工事に対し助成を行っています。 また、「不燃化建替促進事業」においても、木造住宅密集地域のうち、地域住民が主体的に取り組んでいる地区等を対象に、木造住宅の不燃化建替え工事及び除却工事に助成を行っています。 建築物の耐震化は、建替えや除却を含め、それぞれの建築物の所有者が、自らの責務として取り組むことが基本であり、助成対象をすべての地域に拡大することや高齢者等に上乗せ補助する考えはありません。 引き続き、各種支援事業の周知・啓発に取組み、耐震化を促進していきます。
30	「第2編 震災対策計画」に関する意見	76	崖・擁壁改修工事費助成は、助成額の引き上げなどさらなる改善を図り、ハザードマップを全戸配布するなど周知活動を強めること。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見は、原案の内容に含まれています。 区では、擁壁等の築造工事費助成については、これまでも対象者所得要件の撤廃や対象工事の拡充、助成対象及び金額の拡充等、改善を図ってきました。 令和5年度からは、従来の築造工事費助成に加え、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事についても助成対象とするなど、拡充を図っています。 また、「がけ・擁壁ハザードマップ」については、土砂災害警戒区域等が指定された令和元年に全戸配布を行いました。今後、都の全面改定に併せて、ハザードマップを更新し、全戸配布を行う予定です。
31	「第2編 震災対策計画」に関する意見	77	民間所有のブロック塀等について、緊急対応が必要な個所は、所有者の了解を得るため区が説得を行い、助成事業を適用すること。また工事が進まない場合、国土交通省ガイドラインに沿って、必要な対策を講じること。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、安全な状態と認められないブロック塀等の所有者に対し、安全化指導を実施するとともに、除去費用への助成を実施しています。 引き続き、著しく保安上危険であり、緊急対応が必要となった場合は、「既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」(令和元年6月国土交通省)に沿って対応していきます。
32	「第2編 震災対策計画」に関する意見	95	災害時に備えて保育園などの児童福祉施設や私立幼稚園等の教育施設にも非常用自家発電機を配備すること。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保育園などの児童福祉施設及び教育施設のうち私立幼稚園は避難所として指定していないため、区では、非常用自家発電機を配備する予定はありませんが、区立保育園について、有事に備えたマルチチャージャー等の電源の確保は今後の課題として捉えています。
33	「第2編 震災対策計画」に関する意見	109	NTTに要請して災害時に無料かつ停電しても利用できる特設公衆電話を増設すること。設置場所は、小中学校だけでなく、保育園、障害者施設、高齢者施設等にも増やし、災害時に設置場所や使用方法がわかるように周知すること。また、広くコンビニエンスストアにも設置するようにNTTに要望すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、災害時の避難所である区立小・中学校等に特設公衆電話を設置するとともに、都立高校等の協定避難所についても、整備を進めています。 また、避難所訓練等で設置場所や使用方法を周知しています。 なお、避難所への増設や保育園等施設への新設については、避難所運営管理協議会、施設管理者及びNTT等の関係機関と協議を行っています。コンビニエンスストアに設置されている特設公衆電話の周知及び他のコンビニエンスストアへの設置については、今後状況に応じて、NTTに要望していきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
34	「第2編 震災対策計画」に関する意見	133	電気・ガス・水道などライフラインが停止した場合について、ライフライン各社の応急・復旧対策だけでなく、区としての支援策や備蓄計画についても記載が必要なのではないか。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、ライフライン停止時に備え、区及び都が作成する防災ブック等の啓発資料を活用し、自助の防災意識の啓発を進めています。 また、「第2編 第1部 第10章 第5節 1 飲料水・食料・生活必需品等の確保」等に記載しているとおり、避難所において発電機や粉ミルク用の飲料水などを備蓄するほか、区立小・中学校の受水槽を利用するとともに、都と連携して「災害時給水ステーション(給水拠点)」での応急給水を実施するなど、ライフライン停止への対策を進めています。
35	「第2編 震災対策計画」に関する意見	146	災害時に備え、区内在住者を引き上げるため区職員住宅を増やすと同時に、区内在住者への住宅手当を増やすこと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、平成25年度に上落合防災活動拠点の建替え時に職員防災住宅を併設し、現在、区内4か所に職員防災住宅を設置するとともに、区が迅速に災害応急対策を開始できるよう、非常配備態勢を定め、職員の参集体制を整備しています。 職員防災住宅の増設の考えはありませんが、引き続き、「緊急時職員参集システム」を運用するなど、災害時に職員が速やかに参集できる体制を整備していきます。 なお、特別区における「住居手当」の支給目的は、住居費の補完であることから新宿区居住者のみ住居手当を増額する考えはありません。
36	「第2編 震災対策計画」に関する意見	187	インターネットラジオを開局し、地域の情報を提供するとともに、災害時には被害情報・行政情報をリアルタイムで提供すること。防災行政無線に総務省の示すFM防災情報システムを加え、災害時には放送の音声もFMで再送信すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、インターネットラジオ開局の考えはありませんが、発生した災害の情報、被害情報等について、同報系防災行政無線、広報車による広報、テレビ、ラジオや新聞等マスコミを使ったパブリシティ活動による広報、災害広報紙の避難所への掲示・避難者への配布、インターネットやSNS、ケーブルTVを活用した文字情報による広報、緊急速報メール等、様々な手段により、広報活動を行うこととしております。 また、令和4年度から災害時要援護者に対し、「280MHz帯戸別受信機(防災ラジオ)」の無償貸与を開始しており、付帯機能としてFM放送を受信できる機能を備えています。 なお、FM防災情報システムは、総務省において整備の検討が進められている事業であり、他区の状況等を踏まえ、適宜検討を進めていきます。
37	「第2編 震災対策計画」に関する意見	187	総務省の「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」や「公衆無線LAN環境整備支援事業」(補助率2分の1)、「地域BWA」等も活用し、避難所のWi-Fi環境の整備を急ぐこと。また、災害時に携帯電話等の充電ができるように、避難所にマルチチャージャーを配備すること。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、避難所に避難した避難者に対して正確かつ迅速な情報提供を行うため、「地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA)」等の活用も含め、避難所のWi-Fi環境の整備を検討しています。 避難所へのマルチチャージャーの配備については、今後通信事業者との協議を検討する必要があると考えていますが、令和2年度にスマートフォン等を充電可能な乾電池式充電器やUSBポートのあるマグネシウム空気電池を避難所運営者用に配備するなど、避難所における携帯電話等の利用環境の整備を進めています。 なお、令和2年度に「災害時における給電車両貸与に関する協定」、令和4年度に「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結しており、災害により区内で大規模停電等が生じた場合には、これらの協定に基づき、協定先事業者から給電車両の貸与を受け、災害時にはスマートフォン等の充電に活用していくこととしています。
38	「第2編 震災対策計画」に関する意見	216	精神障害者の特性を考慮し、二次避難所に指定されていない福祉サービス事業所においても、利用者が一定期間避難できるよう支援物資の支給、保管及び医薬品の提供が受けられるよう連携体制を充実させること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、二次避難所(福祉避難所)に指定していない福祉サービス事業所への支援物資の支給及び保管については、区の救援物資の供給体制の中で対応することとなります。 また、医薬品の提供については、それぞれ処方される医薬品が異なるため、日頃からの備えをしていただけるよう、要配慮者災害用セルフプランの普及・啓発も図りながら、自助の取組を促進していきます。
39	「第2編 震災対策計画」に関する意見	244	災害対策として、区立幼稚園に園児の防災頭巾を備品として整備すること。また小学生には、児童用のヘルメットを配布すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区立幼稚園の園児の防災頭巾は、小学校に入学後も継続して使用できるよう、入園時に保護者に用意していただいております。区で備蓄として整備する考えはありません。 また、小学校における防災頭巾は、軽量な落下物や火の粉から頭部のみならず首回り・肩のあたりまで保護することができ、小さい子どもでも着脱しやすい形状であり、有効性が認められています。 防災用ヘルメットは、近年の防災ニーズの高まりから様々な製品が販売される中で、製品の性能の動向や保管場所の確保、費用負担のあり方など、学校現場や保護者の意見、実情も踏まえながら検討していく課題と捉えています。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
40	「第2編震災対策計画」に関する意見	257	避難所の管理運営について。新型コロナウイルス対策については、5類に引き下げになったことにより、検査数が減り、無症状の陽性者が特定できていない状況を踏まえて、避難所管理運営ガイドラインを適正に運用することに加えて、検査・隔離等の対策についてもマニュアル化すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、避難所における感染症対策物資の配備を行うとともに、避難所での感染症対策を示した「避難所運営管理ガイドライン(感染症対策編)」を策定しています。発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らすことを定めており、検査・隔離等の対策についてマニュアル化する考えはありません。 引き続き、同ガイドラインを適正に運用し、避難所における感染症対策に努めていきます。
41	「第2編震災対策計画」に関する意見	263	停電時に備え、太陽光パネルや小風力活用の電灯を増やすこと。区としてモバイル電源を各施設に一定程度確保すること。また、モバイル電源を各家庭の備品に加えるよう広報し、区が斡旋する備蓄品に加えること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、災害時の停電対策として太陽光パネルや小風力活用の電灯を増やす考えはありませんが、区立学校においては、日照や風力により効果的に発電できる場所に、照明灯や発電設備を設置しています。今後、区立学校の建設の際は、同様の方針で発電設備等を設置していきます。なお、令和2年度までに避難場所(広域)内の公園及び周辺区道や、災害時に医療救護所を設置する避難所の周辺区道へバッテリー内蔵型LED灯の整備を完了しています。 また、避難所において、令和2年度にスマートフォン等を充電可能な乾電池式充電器やUSBポートのあるマグネシウム空気電池を避難所運営者用に配備するなど、避難所における携帯電話等の利用環境の整備を進めています。なお、令和2年度に「災害時における給電車両貸与に関する協定」、令和4年度に「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結しており、災害により区内で大規模停電等が生じた場合には、これらの協定に基づき、協定先事業者から給電車両の貸与を受け、災害時にはスマートフォン等の充電に活用していくこととしています。 さらに、防災用品あっせん事業でモバイルバッテリーを斡旋しており、引き続き、携帯電話やスマートフォンの充電ケーブルや予備バッテリーの準備の必要性について啓発を進めていきます。
42	「第2編震災対策計画」に関する意見	263	既にバリアフリーを備えた建物を避難所として利用するのでは不十分。一次、二次避難所とするべき施設のバリアフリー化を進め、現在ある二次避難所を引き続き確保し、更に増やすことが必要である。また、乳幼児が避難できる二次避難所をさらに計画的に拡大すること。二次避難所になる地域交流館等のお風呂は残すこと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 一次避難所、二次避難所(福祉避難所)のバリアフリー化については、スペース等の問題や構造上困難な場合が多いため、避難所となるそれぞれの施設の大規模改修工事等の機会を捉え、検討します。 区内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設及び障害者の入所施設については、二次避難所(福祉避難所)として協定を締結し、整備しています。今後、新たにこうした施設が整備される際にも、引き続き、協定を締結していきます。 また、乳幼児が避難できる二次避難所を拡大する考えはありませんが、一次避難所では、区内の1歳未満の乳幼児全員分に相当する数量のミルク(粉・液体)、離乳食、ほ乳びん及び紙おむつ等を備蓄しており、乳幼児が避難できる体制を整えています。 なお、地域交流館における風呂の維持と、二次避難所の確保については、直接の関係にあるとは考えていませんが、引き続き避難者に対するより良い生活支援が行えるよう努めています。
43	「第2編震災対策計画」に関する意見	265	家具類転倒防止対策と火災警報器設置について周知・啓発を強化し、災害時要援護者対象世帯で名簿未登録の世帯にはアウトリーチで設置の勧奨を行うこと。そのことを通じて、災害時要援護者名簿への登録を推進すること。防災用品の斡旋事業についてはあらゆる場で繰り返し区民に周知すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、家具類転倒防止対策と火災警報器設置について、広報新宿や啓発チラシ等により広く周知・啓発することにより、災害時要援護者対象世帯で名簿未登録の世帯に対しても制度の周知を進めています。 また、災害時要援護者の名簿登録勧奨については、災害時要援護者支援プランに基づき、75歳以上の一人暮らしの高齢者や要介護3以上の方などを対象に民生・児童委員とケアマネジャーにより直接申請者に手渡しによる説明を行うことにより、登録者数の増加に向けて周知・啓発に取り組んでいます。 さらに、災害時要援護者名簿への登録促進や防災用品の斡旋について、あらゆる機会を通じて、周知・啓発に努めていきます。
44	「第2編震災対策計画」に関する意見	265	災害時要援護者名簿への登録促進のため関係するすべての課と連携し、あらゆる機会を通じて登録の勧奨を行うこと。要援護者支援のモデルとしてセルフプランではなく個別計画を早急に作成し、全ての要援護者に広げること。また、要援護者支援のボランティア登録の制度をつくり奨めること。セルフプランの作成を言うのであれば、作成数の実績などで把握すべき。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、高齢者、障害者及び難病等により特別な医療ケアを受ける方などについて、適宜、関係部署が適切に情報共有を図りながら、連携して災害時要援護者名簿の登録促進に取り組んでいます。また、防災区民組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャー及び介護サービス事業者とも連携し、様々な機会を捉えて、登録勧奨に取り組んでいます。 また、逃げないで安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項を自身で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。 要援護者支援のボランティア専門の登録制度はありませんが、新宿区社会福祉協議会では、災害ボランティア養成講座等を実施しています。 セルフプランは自助を支援する取組であることから、作成数の把握ではなく、要援護者、障害者団体、ケアマネジャー、民生委員・児童委員協議会及び町会・自治会等へセルフプランについて説明し、作成を支援することが、実効性の向上につながると考え、取り組んでいます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の考え方	
				回答区分	回答
45	「第2編 震災対策計画」に関する意見	291	乳幼児のためのミルク(粉・液体)・離乳食、高齢者のためのとろみ剤など、災害弱者のための備蓄は十分に用意しておくこと。感染症対策としてのマスク・手袋・消毒液や、アスベスト飛散に備えて防塵マスク・ゴーグル等を区の備蓄品に加えること。備蓄スペースを確保すること。また、民間福祉施設には区と同等の体制が取れるよう支援すること。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、区内の1歳未満の乳幼児全員分に相当する数量のミルク(粉・液体)・離乳食を避難所に備蓄しています。 また、とろみ剤の備蓄はしていませんが、75歳以上の高齢者のための十分な数量のおかゆを備蓄しています。 さらに、感染症対策物資(マスク・手袋・消毒液等)についても備蓄しています。 アスベスト飛散防止を目的とする防塵マスク・ゴーグル等の備蓄の考えはありませんが、引き続き、避難所での生活環境の改善、感染症対策等に有効な備蓄品を確保・調達できる体制を整備していきます。 備蓄スペースについては、既存の学校避難所備蓄倉庫及び区備蓄倉庫に加え、区有施設の建設や民間事業者の開発等に併せて、備蓄倉庫の確保に努めていきます。 なお、民間福祉施設については、令和6年度から事業継続計画(BCP)の策定が義務化されており、BCPの実効性を高めるため、適宜民間事業者の相談に応じていきます。
46	「第2編 震災対策計画」に関する意見	315	区内各小中学校に、集中豪雨時の雨水の一時貯留や、大地震の際の避難所としての「トイレ対策」ともなる「多目的防災貯水槽」を年次計画を作り設置を進めること。下水道直結式のトイレを学校だけでなく、全ての避難所に設置すること。公衆トイレを増設すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、牛込仲之小学校、四谷中学校、落合中学校、中央図書館及び西落合図書館の5か所に「多目的防災貯水槽」を整備するとともに、避難所となる区立小・中学校等には、下水道利用型災害用トイレ等を整備しています。このため、新たな「多目的防災貯水槽」整備の予定はありません。集中豪雨時の雨水の一時貯留は、今後も教育委員会と協議し対応を検討していきます。 また、都下水道局では、区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレの設置可能なマンホールの指定を拡大し、区が収集・運搬するし尿の受入体制について実効性の確保が進められています。 さらに、区では、現時点で公衆トイレを増設する考えはありませんが、公園においては、これまでも様々な機会を捉えて災害用トイレ等の設置を行っています。今後も公園の新設や大規模改修の際に災害用トイレ等の整備を進めていきます。 なお、区では、新宿中央公園やおとめ山公園などの避難場所(広域)には、災害用トイレを設置しており、都立戸山公園内にも都が災害用トイレを設置しています。
47	「第2編 震災対策計画」に関する意見	348	被災者生活再建支援金について、支援対象となる災害を拡大し、「全壊」等に限定された支援対象家屋を拡げ、支給限度額も「再建」に相応しい額に引き上げ、早急に上限を500万円まで拡大することを国に要望すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区及び都では、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、「被災者生活再建支援金」を支給します。支給額及び対象は、「被災者生活再建支援法」に基づき決定します。 区では、引き続き、住家被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化など、国・都とも連携し、被災者生活再建支援の体制整備を進めていきます。
48	「第3編 風水害対策計画」に関する意見	378	集中豪雨・都市型ゲリラ豪雨による水害抑制の観点から、雨水タンク助成を再開し、浸透ます・トレンチ、止水板設置費用の助成制度を創設すること。ゲリラ豪雨時の道路冠水等をなくすため、区道の透水性舗装の箇所を一気に増やすこと。また経年劣化に対応したメンテナンスを定期的に行うこと。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、水資源の有効利用を目的として実施していた雨水利用設備設置助成について、利用実績が少なかったこと等から令和4年度に事業を終了しており、現時点で再開する予定はありません。 なお、浸透ます・トレンチ、止水板設置費用の助成制度については現在考えておりませんが、必要性和効果の情報提供に努めていきます。また、雨水流出抑制対策等については、引き続き、対策を促進していきます。 区道の透水性舗装については、「東京都豪雨対策基本方針」等の上位計画に基づき、対策の強化を検討するとともに、引き続き、経年劣化に対応するため計画的なメンテナンスを実施していきます。
49	「第3編 風水害対策計画」に関する意見	381	インターネット等を活用した情報提供として気象庁の「洪水キキクル」などが紹介されているもののあまり知られていない。周知を強化と共に、風水害など災害時の情報提供のあり方を改善し、SNSのさらなる活用を進める必要がある。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、広報新宿により、毎年、水害対策関係記事を掲載し、水災知識の普及を図ります。 また、「新宿区洪水ハザードマップ」に新宿区気象情報ホームページや気象庁ホームページ等の情報を掲載し、普及・啓発を図っています。 さらに、「洪水キキクル」についても、防災セミナーや防災講話等で周知しています。 引き続き、周知・啓発に取組むとともに、災害時の情報提供へのSNSの活用を進めていきます。
50	「第3編 風水害対策計画」に関する意見	387	洪水ハザードマップは作成・公表にとどまらず、浸水予想地域に改定時はもとより定期的に全戸配布するべきではないか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、防災セミナーや防災講話等を開催し、区民等の防災知識の向上を図っています。 また、「新宿区タイムライン(水害・土砂災害編)」や「水害時避難所運営マニュアル」の運用等により、事前に避難所を案内することとしており、現時点で洪水ハザードマップを全戸配布する予定はありません。 洪水ハザードマップは、現在、地区町会連合会会議や地域防災協議会などを中心に、活用方法などを分かりやすく説明しながら配付しており、引き続き、洪水ハザードマップの効果的な周知方法を検討するとともに、水害に関する防災勉強会やワークショップの実施を呼びかけ、自助・共助の防災対策をより一層推進していきます。

通番	分類	原案頁	意見要旨	区の方考え方	
				回答区分	回答
51	「第3編風水害対策計画」に関する意見	389	避難訓練の実施が義務づけられているが、いつ起こるか分からない災害に備える意味で必ず定期的に行うことも明記したほうが良い。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 要配慮者利用施設での避難訓練は、作成が義務付けられている「避難確保計画」において、訓練実施月を定め、定期的の実施されています。 区では、定期的に訓練結果の報告を受けており、引き続き、「避難確保計画」の作成を通じて、定期的な避難訓練の実施を促進していきます。
52	「第3編風水害対策計画」に関する意見	394	避難所は、水害時に垂直避難できる建物との避難協定締結を促進し、垂直避難可能な場所を住民に周知すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、「新宿区タイムライン(水害・土砂災害編)」を策定し、水害や土砂災害に対する警戒避難体制等の充実を図っています。同タイムラインにおいて、洪水やがけ崩れ、土砂災害等が発生し又は発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要が認めるときは、警察署及び消防署と協議を経て、避難情報を発令するとともに避難所を開設するとしており、現時点で水害時に垂直避難できる建物との避難協定を締結する予定はありません。 引き続き、同タイムラインや「水害時避難所運営マニュアル」の運用等により、事前に避難所を案内するほか、大学、都立高等学校と避難所利用に関する協定締結を進めるとともに、水害時の避難所について「新宿区洪水ハザードマップ」等により周知に努めています。
53	「第3編風水害対策計画」に関する意見	400	「東京マイ・タイムライン」がアプリ化により常時手元で参照できるようになったことを広く周知し、普及・促進を進めてほしい。	B 意見の趣旨は、原案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、原案の方向性と同じです。 区では、防災セミナーや防災講話等を開催し、区民等の防災知識の向上を図っています。 東京マイ・タイムラインのアプリ化について、このような機会を通じて普及・促進に努めていきます。
54	「第3編風水害対策計画」に関する意見	437	水害に備え、第三建設事務所だけでなく、身近な場所に土のうステーションを配置し、水害が予想される場合は土のうを事前に配備し区民に周知する。特に運搬が困難な高齢者世帯等については配布体制を整備することが必要である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、区民がいつでも土のうを取り出せる「土のうステーション」の整備を進めており、区内22箇所に土のうステーションを設置し、広報新宿や区ホームページ等を通じて、土のうステーションについて周知しています。 水害が予想される場合、区は水防態勢等をとることから、土のうを配布することは困難です。そのため、引き続き、区民の要望等を踏まえて土のうステーションの増設を検討し、利用しやすく安心できるまちづくりに努めています。
55	「第3編風水害対策計画」に関する意見	387	ハザードマップの危険箇所位置している消防団分団の格納庫や町会の備蓄倉庫がないか点検し、適切な代替場所を提供する必要がある。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、地域の防災活動の拠点として活用していくため、備蓄倉庫、防災区民組織用倉庫、消防団用倉庫等及びリサイクル倉庫等を設置する「多目的環境防災広場」の確保にも取り組んでいます。 消防団分団の格納庫や町会の備蓄倉庫は、各団体等が利便性等を鑑み設置しており、区が代替場所を提供する考えはありません。 引き続き、危険箇所について、各ハザードマップを活用し、広く周知・啓発を進めるとともに、設置場所等に関する相談があった際には、各ハザードマップにより想定されるリスクを説明するなど、丁寧に対応していきます。